



平成31年度埼玉県中小事業者向け 暑さ対策、省エネ・省CO₂対策支援 制度説明会

平成31年4月16日
埼玉県環境部温暖化対策課

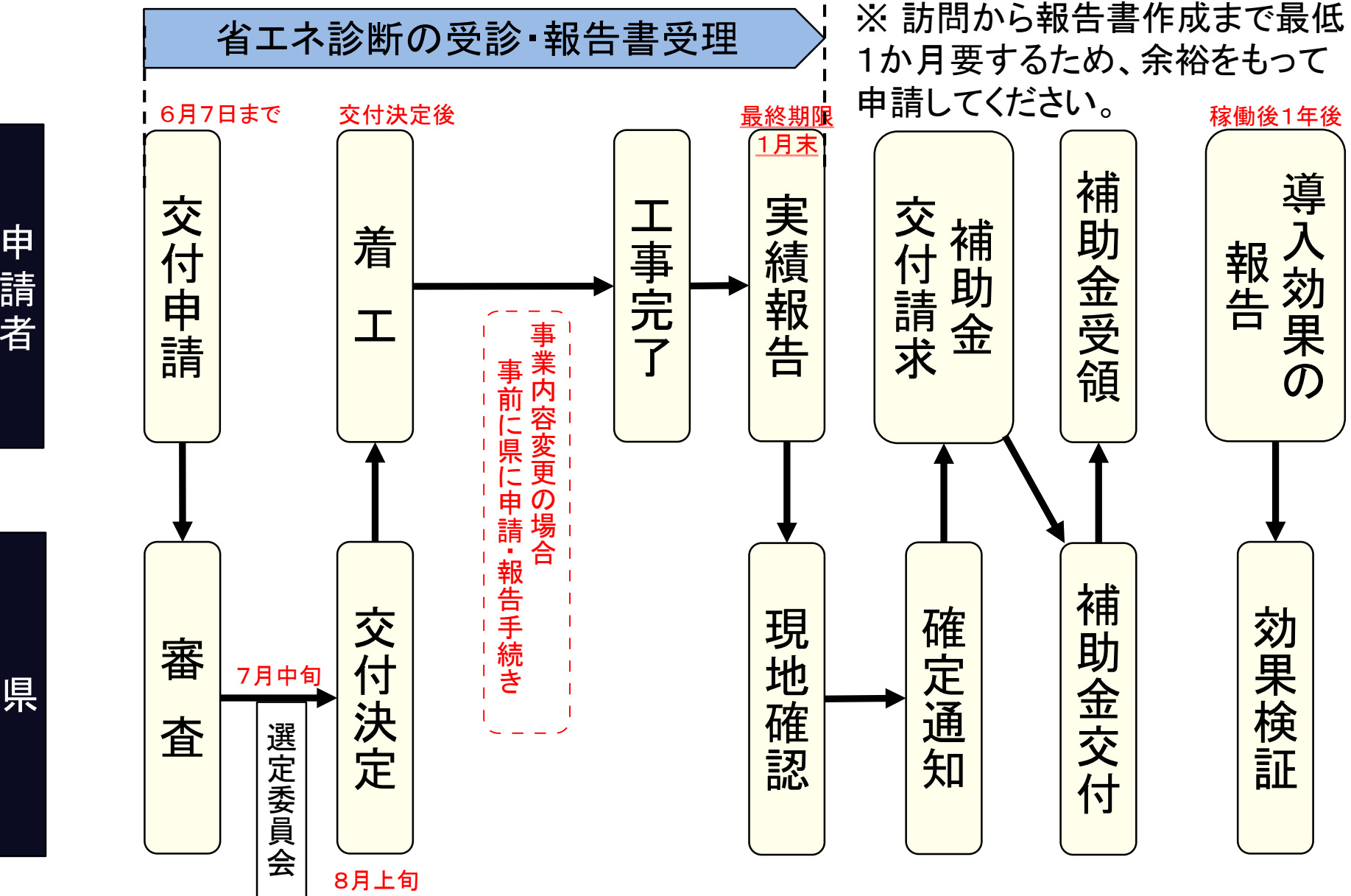
1 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(中小規模事業所向け)

平成30年度からの主な変更点

項目	平成31年度	平成30年度
審査・選定にあたっての優先事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし大企業以外の場合 ・ 暑さ対策設備等省エネ補助金を同時申請し、本補助金で空調更新を計画している場合で、相乗効果があると認めた場合 ・ エネルギー使用量やCO₂排出量の削減対策を継続的に実施しており、県が優れていると認めた場合 ・ 費用対効果の高い事業 ・ ESCO事業による申請 ・ 年間CO₂削減量が多い事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果の高い事業 ・ ESCO事業による申請 ・ 年間CO₂削減量が多い事業
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書式の変更 ・ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書を追加 	
事業計画書(様式第2号) ※照明の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定耐用年数かLED寿命期間(カタログ値)のいずれか短い期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定耐用年数

1 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(中小規模事業所向け)

今後の流れ



1 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(中小規模事業所向け)

補助の概要

予算額

1億円

申請期間

令和元年5月7日(火)から**6月7日(金)**

対象者

民間事業者(会社の場合は中小企業者に限る)

対象事業所

中小企業等が所有、使用する県内の中小規模事業所

対象事業

CO₂排出量削減に資する設備導入

補助率

補助対象経費の**3分の1**以内

(補助額は、10万円以上500万円(ESCO 1,000万円)以下)

補助上限額

1事業者**500万円**(ESCO 1,000万円)

補助対象者、対象事業所

対象者

民間事業者(会社の場合は中小企業者に限る)

会社・・・株式会社、有限会社など
会社以外・・・学校法人、社会福祉法人、
医療法人など

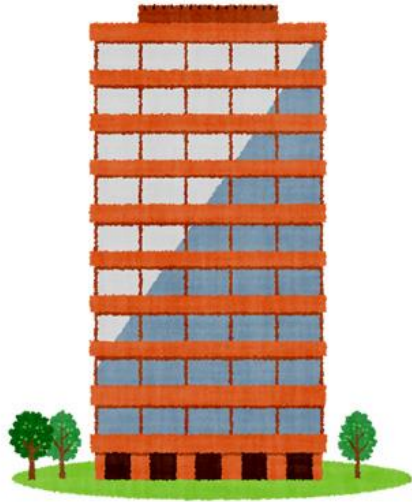
対象事業所

中小企業等が所有、使用する県内にある中小規模事業所

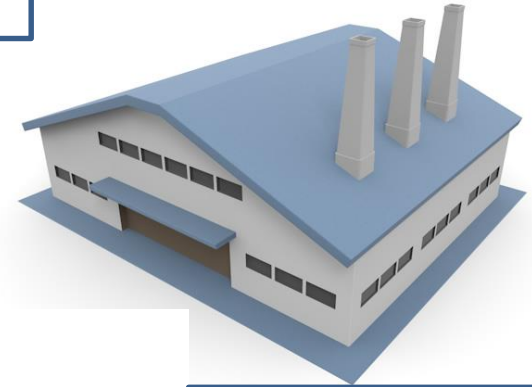
年間のエネルギー使用量(原油換算値)が
1,500キロリットル未満の事業所

事業者 と 事業所 について

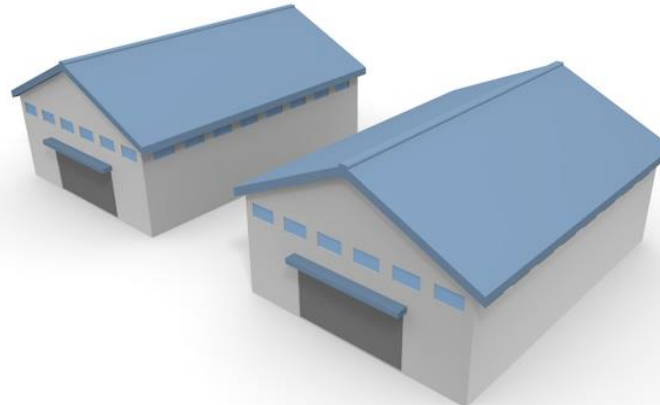
A社(事業者)



本社
(事業所)



X工場
(事業所)



Y工場
(事業所)

補助対象事業

対象事業

CO₂排出量削減に資する設備導入

(設備整備前よりCO₂排出量が削減されるもの)

[導入例]

- ・ **ボイラー等の燃料転換**(重油から都市ガスへの転換など)
- ・ **照明設備の効率化**(水銀灯からLED照明への更新など)
※ 球替えは不可、灯具本体の更新を伴うものが対象
- ・ **空調設備等の効率化**(高効率設備への更新など)
- ・ **高効率熱源等の導入**(ヒートポンプなど)
- ・ **インバータ制御の導入**
- ・ **再生可能エネルギー利用設備の導入**(太陽光発電設備など)
※ 全量売電を除く

補助対象経費・補助対象外経費

補助率

補助対象経費の**3分の1**以内

(補助額は、10万円以上500万円以下で、1万円単位)

[補助対象経費] 設備の導入に伴う機器費及び工事費

【機器費】 機器費、必要不可欠な付属機器

【工事費】 労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費等

[補助対象外経費]

撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、消費税及び地方消費税等

補助対象外経費

- 過剰なもの、汎用性のあるもの、予備、将来用のもの
- 本事業以外においても使用することを目的としたもの
- 中古設備の導入
- 居住用途への導入
- 車両の購入
- 照明の球替えなどの消耗品や部品交換などの修繕等
- 照明設備更新で、灯具本体の更新を伴わないもの

注意事項

- 審査の都合上、CO₂削減量の算出が困難な設備導入は申請できません。

1 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(中小規模事業所向け)

審査基準(優先項目)

外部有識者による選定委員会の審査し、予算の範囲内で交付決定

※ 審査委員、選定基準については非公開

- みなし大企業※¹以外の場合
- 暑さ対策設備等省エネ補助金を同時申請し、本補助金で空調設備を更新し、県が相乗効果を認める事業
- エネルギー使用量やCO₂排出量の削減対策を継続的に行っており、県が優れた事業所と判断した場合
- 「費用対効果※²」の高い事業
- ESCO事業
- 年間CO₂削減量が多い事業

※¹ みなし大企業は次のいずれかに該当する中小企業者

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有していること
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

※² 費用対効果 = 補助金申請額 ÷ (導入設備による年間CO₂排出削減予測量 × 導入設備の法定耐用年数)

補助の条件

(補助の条件)

- 補助金の交付決定前に工事に着手(発注を含む)していないこと
- 設備を償却対象資産登録(台帳に登録)し、耐用年数期間中管理すること
 - ※ 途中で除却、県外移転する場合は一部または全部返還対象
- 年間エネルギー使用量が原油換算値で100キロリットル以上の事業者は、省エネ診断の受診すること
 - ※ 過去3年以内に診断を受けた場合は不要
- 稼動から1年後に導入効果報告書を提出すること
- 重複して他の補助金、助成金を受給しないこと(ESCO除く)
- 効果として、事業計画のCO₂削減効果を約束すること

申請にあたっての留意事項①

- 費用対効果が5万円以下であることが申請条件
- 事業計画書(様式第2号)における計算時間
 - ※ LEDは法定耐用年数とLED寿命期間(カタログ値)のいずれか短い期間
- 納税証明書の取得先
 - 県民税、事業税…県税事務所
 - 消費税及び地方消費税…税務署
 - ※ いずれも「滞納がないことの証明」が必要
 - ※ 消費税等は、その3、その3の2、その3の3、その4のいずれも可
- 変更計画の提出
 - 申請時の内容から対象経費、対象外経費に関わらず、事業計画が変更となる場合には、事前に県への申請(軽微な場合は報告)が必要です。事前申請なく変更した場合、補助金の対象外となることがあります。

申請にあたっての留意事項②

・写真撮影

原則として、更新するすべての機器等を撮影
(全景、型番、すべての機器の写真)

※ 1台1枚でなくても、1台1台が確認できれば撮影方法はこだわりません。

※ 撮影が難しい場合(企業秘密箇所、福祉施設でプライバシーの問題や施設の物理的問題がある場合など)は、例外的に撮影しないことも可。
この場合、事前に県に了解をとってください。

※ ただし、この場合、写真で判別できないことに起因して審査上の不備があった場合は補助金の減額や・することになりますので、ご注意ください。

・省エネ診断の申請

実績報告書の提出時までには報告書を受け取っていれば良く、本補助金の申請時に診断の申込みを必須としていません。なお、県から診断の受診有無について確認はしませんので、余裕をもって申請ください。

申請にあたっての留意事項③

・郵送による申請

交付申請書は、信書扱いとなりますので、宅急便やメール便など、信書を送ることができない方法による申請は受付しません(この場合、料金着払いで返送します)。なお、日本郵便のサービスであっても、ゆうパック、ゆうメールなどでは送付できません。

・受理後の追加依頼対応

不足や追加資料の提出等の依頼を行う場合に、県が指定した期日までに対応なき場合、採択順位を下げることがあります。

・省エネ診断の申請

実績報告書の提出時までには報告書を受け取っていれば良く、本補助金の申請時に診断の申込みを必須としていません。なお、県から診断の受診有無について確認はしませんので、余裕をもって申請ください。

補助の概要

予算額

5,000万円

申請期間

令和元年5月7日(火)から**6月7日(金)**

対象者

民間事業者(会社の場合は中小企業者に限る)

対象事業所

中小企業等が所有、使用する県内の事業所

対象事業

夏の暑さに対する断熱・遮熱対策

補助率

補助対象経費の**3分の1**以内

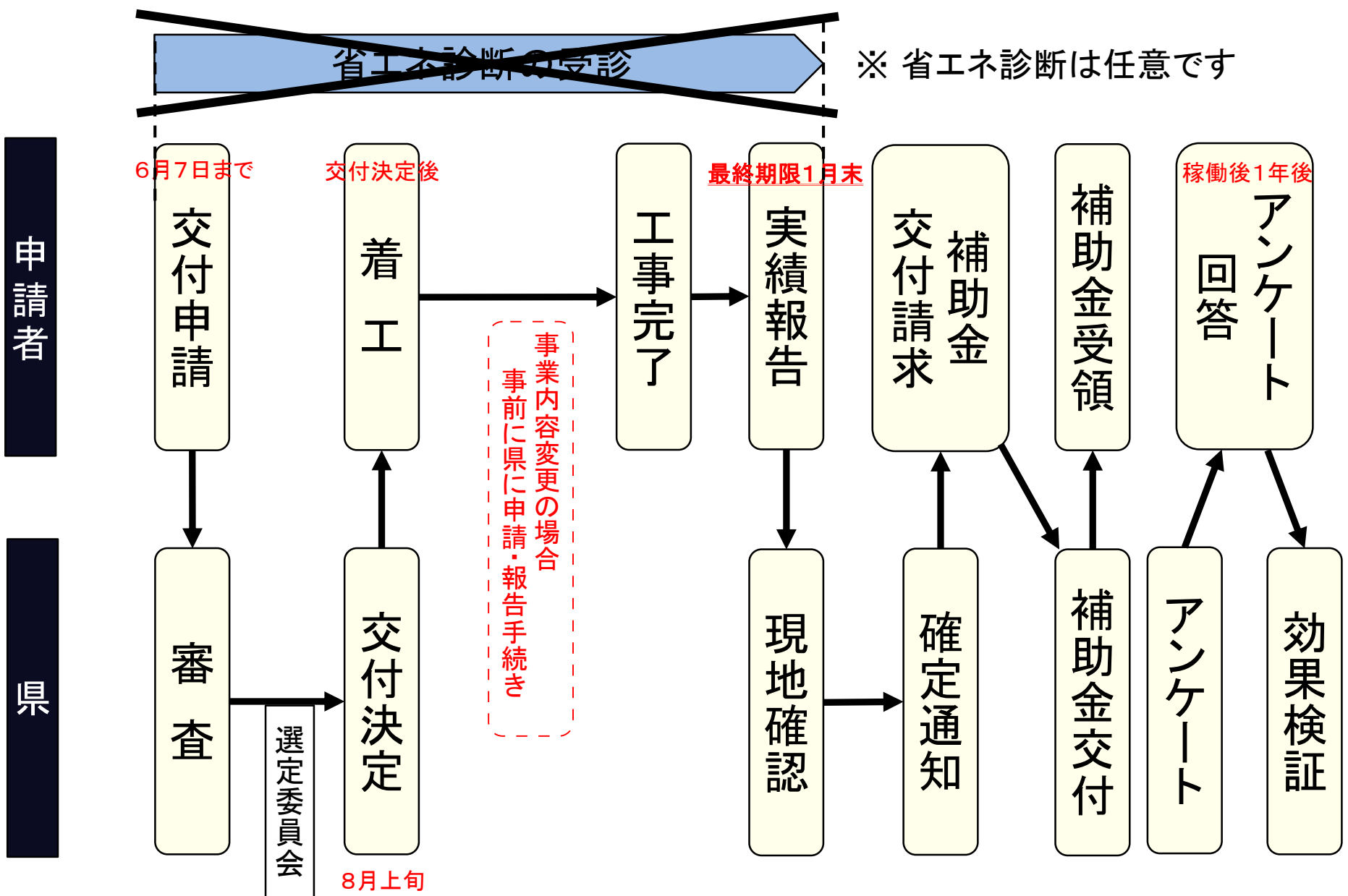
(補助額は、10万円以上300万円)

補助上限額

1事業者**300万円**

3 埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金

事業フロー



補助対象者、対象事業所

対象者

民間事業者（会社の場合は中小企業者に限る）

会社・・・株式会社、有限会社など
会社以外・・・学校法人、社会福祉法人、
医療法人など

対象事業所

中小企業等が所有、使用する県内にある事業所

事業所の規模は関係なし
（大規模事業所、中小規模事業所とも申請可）

補助対象事業

対象事業

窓、屋根、屋上及び外壁における断熱、遮熱対策

日本標準規格(JIS)、環境省技術実証実験、建築研究所のいずれかにおいて、熱貫流率、日射熱取得率、日射吸収率のいずれかの数値基準を有するもの

※日射熱反射率の数値を有する場合、

日射熱取得率(日射吸収率) = 1 - 日射熱反射率として扱う

(対象事業例)

窓対策	二重窓(後付け含む)、複層ガラス、Low-Eガラス、日射反射ガラス、断熱・遮熱フィルム など
屋根、屋上及び外壁対策	遮熱、断熱塗装、パネル など

補助率

補助率

補助対象経費の**3分の1**以内

(補助額は、10万円以上300万円以下で、1万円単位)

[補助対象経費] 設備費及び工事費

【設備費】 機材費、必要不可欠な付属設備 など

【工事費】 労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、足場代 など

[補助対象外経費]

撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、既存施工対象部位の劣化等に伴う修繕費・補修費、振込手数料等の事務費、消費税及び地方消費税等

補助対象外経費

- ・屋上等の緑化に要する費用
- ・屋根等に設置する太陽光発電設備
- ・庇(ひさし)やブラインドの設置に要する経費
- ・建築、施工等に資格が必要な場合、必要な資格を有しないものが施工する場合
- ・過剰なもの、汎用性のあるもの、予備、将来用のもの
- ・本事業以外においても使用することを目的としたもの
- ・中古設備の導入
- ・居住用途への導入
- ・車両の窓等への設置に要する経費

注意事項

- ・窓、外壁、屋根、屋上以外への対策は補助対象とはなりません。

審査基準（優先項目）

外部有識者による選定委員会の審査し、予算の範囲内で交付決定

※ 審査委員、選定基準については非公開

- ・ みなし大企業※以外の場合
- ・ CO₂排出削減設備導入補助金を同時申請（空調の更新）し、県が相乗効果を認める事業
- ・ 事業計画書の計算方法で算出するCO₂削減量の多い事業
- ・ エネルギー使用量やCO₂排出量の削減対策を継続的に行っており、県が優れた事業所と判断した場合
- ・ 補助事業における効果測定が容易に行うことができる事業所

※ みなし大企業は次のいずれかに該当する中小企業者

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有していること
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

補助の条件

- 補助金の交付決定前に工事に着手(発注を含む)していないこと
- 設備を償却対象資産登録(台帳に登録)し、耐用年数期間中管理すること
 - ※ 台帳登録できないものは、メーカーの保証期間使用すること
 - ※ 途中で除却、県外移転する場合は一部または全部返還対象
- 県が行う他の補助金、助成金との併用しないこと
- 稼動から1年後に県が送付するアンケートを提出すること
- 温度計の設置や温度測定を依頼した場合に、必要な範囲において県の要請に応じること

申請にあたっての留意事項

- CO₂削減量は事業計画書(様式第2号)の計算方法とします。
 - ※ 建築研究所のソフト等による計算結果による方法も可とします。
- 納税証明書の取得先
県民税、事業税…県税事務所
消費税及び地方消費税…税務署
 - ※ いずれも「滞納がないことの証明」が必要
 - ※ 消費税等は、その3、その3の2、その3の3、その4のいずれも可
- 写真撮影は、(原則)更新するすべての箇所を撮影
 - ※ 撮影が難しい場合(企業秘密箇所など)は、例外的に撮影しないことも可(その理由を記載してください)
 - ※ ただし、この場合、写真で判別できない箇所において審査上の不備があった場合は補助金を減額します。

問合せ先

埼玉県環境部温暖化対策課

計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3021

FAX 048-830-4777

Mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sme-esco.html>